

事業者の概要、違反事実の詳細及び勧誘事例等について

■ 東京開発産業株式会社

1 事業者の概要

- | | |
|----------|--|
| (1)商号 | 東京開発産業株式会社 |
| (2)所在地 | 東京都新宿区西新宿3-6-5-1208
東京都新宿区新宿2-7-3-408 |
| (3)代表取締役 | 嶋田 洋一 |
| (4)業務内容 | 「風力発電施設運用権」の販売 |

※ なお、「東京開発産業株式会社」の概要については、商業・法人登記が不明なため、同社から消費者に対して送付された資料の内容を記載した。

2 情報提供の対象となる不当な取引行為の方法及び内容

○ 販売目的隠匿・不実告知・重要事項不告知（京都府消費生活安全条例第15条）

東京開発産業株式会社は、別の事業者を名乗って、消費者に架電し、当初は「東京開発産業株式会社の風力発電施設運用権を買いたい。」、「代わりに購入して欲しい。謝礼を渡す。」、「購入代金は支払うので、購入して欲しい。」、「名義だけ貸して欲しい。」等と告げ、「風力発電施設運用権」の購入を申し込むよう仕向けるが、後日、「購入する資金が足りないので少しだけでも助けて欲しい。」、「1口だけ購入して欲しい。」と告げ、「風力発電施設運用権」の販売等の意図を隠し、又はその販売等以外の行為が主要な目的であるように装って購入の勧誘を行った。

また、東京開発産業株式会社は、別の事業者を名乗って、最初に消費者に対し「風力発電施設運用権」の申し込みに関する説明を行うに際し、名義の変更について登録手数料の一部等を消費者が負担する場合があることや、事業が困難になった場合に支払った金員がどのように処理されるか等の重要な事項の説明をしなかった。

さらに、消費者が代わりに「風力発電施設運用権」を申し込み、又、追加購入したにもかかわらず、謝礼は支払われず、連絡もつかなくなってしまった。

よって東京開発産業株式会社は「風力発電施設運用権」等の取引の仕組みその他「風力発電施設運用権」等に関する重要な事項について、事実を告げず、事実と異なる情報を提供してその購入を勧誘した。

3 勧誘事例

「東京開発産業株式会社」（以下「東京開発」という。）は、平成24年夏、消費者X宅に事業者Aを名乗って架電し、「東京開発」から封筒が来ていないか。」と告げた。数日後「東京開発」から封筒が届き、直ぐに事業者Aから連絡があり、「東京開発」の「風力発電施設運用権」を買いたいが、封筒が送られた人しか購入の権利がない。」、「代わりに購入申込みして欲しい。」、「謝礼を支払うので「東京開発」に何口残っているか聞いて欲しい。」と頼んだ。消費者Xは仕方なく「東京開発」に連絡し何口残っているかを確認した。

消費者Xが、事業者Aにまだ残っていることを伝えると、Aは「全て購入の申し込みをして欲しい。」と必死に頼んだ。Xは信用し、電話で「東京開発」に申込んだところ、後日「風力発電施設運用権」の証券等の書類が送ってきた。

ところが、次に事業者Aは消費者Xに対し、Aの名義で「風力発電施設運用権」を申込むよう頼み、さらに、消費者に対し、「資金が足りないため少しでも助けて欲しい。」、「このままでは買った人に謝礼を持っていけない。」と告げ、Xは仕方なくお金を支払った。

その後も事業者Aは、消費者Xに「名義を変更するには追加購入が必要。」、「資金がないので助けて欲しい。」等と頼み、Xはお金を支払っていたが、どうとうXが事業者Aの同様の求めに対し、購入を一切断ったところ、それ以後は事業者Aや「東京開発」と連絡がつかなくなり、謝礼の支払いも無かった。

(参考)

- ・東京開発産業株式会社に対する府内の相談件数(2月15日時点)
2012年度 9件
- ・府消費生活センターに寄せられた社債等に関する相談件数(2月15日時点)
2012年度111件 2011年度202件 2010年度272件